

# 犬山市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年9月1日制定  
令和4年5月26日改定  
犬山市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

犬山市においては、平地がある一方で洞と呼ばれる谷筋に点在する農地も多くあり、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間では未整備の土地が多く遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく必要があるが、一方で平地では土地利用型の稲作が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、犬山市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、令和12年度を目標とし、犬山市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に掲げられた目標の実現に向けて取り組むこととし、農業委員及び推進委員の改選期に合せ、概ね3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和4年3月)	889ha	6.7ha	0.75%
3年後の目標 (令和7年3月)	878ha	2.6ha	0.30%
目 標 (令和13年3月)	855ha	0.0ha	0.00%

注1：「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号、農林水産省経営局長通知）に基づき、遊休農地の面積及び割合は、令和8年度に「ゼロ」を目標としている。

注2：管内の農地面積は、「耕地及び作付面積統計」を基に、過去5年の減少面積の平均を考慮し、算出している。

## (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

### ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

○利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

○利用状況調査と利用意向調査の結果は、農業委員会タブレットを活用し、速やかに「農地情報公開システム(eMAFF農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

### ②農地中間管理機構との連携について

○利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

### ③非農地判断について

○利用状況調査によって、再生利用が困難な農地に区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和4年3月)	889ha	202.8ha	22.81%
3年後の目標 (令和7年3月)	878ha	279.8ha	31.88%
目 標 (令和13年3月)	855ha	427.5ha	50%

注1：犬山市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」における農用地の利用集積目標に基づき、担い手への農地利用集積率は令和12年度に50%を目標としている。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農 家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規 就農者	基本構想水準 到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (令和4年3月)	937 (18)	17	2	0	0
3年後の目標 (令和7年3月)	937 (18)	18	3	0	0
目 標 (令和13年3月)	937 (18)	20	5	0	0

注1：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。

注2：「総農家数（うち、主業農家数）」は、2020年農林業センサスの数値を記入している。

注3：目標数値は、犬山市産業課と調整の上、記入している。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「人・農地プラン」の作成・見直しについて

○農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

②農地中間管理機構等との連携について

○農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

○管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

○農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て愛知県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人・法人） （数字は現状からの累計）
現 状 （令和4年3月）	6
3年後の目標 （令和7年3月）	12
目 標 （令和13年3月）	24

注：新規参入については、犬山市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、年間2人の新規就農者を確保していくことを目標とする。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ①関係機関との連携について

○愛知県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

##### ②新規就農フェア等への参加について

○愛知県、犬山市、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。  
○新たに農地の権利設定をする新規就農者との面談時には、今後の営農に向け、必要な助言を行う。

##### ③企業参入の推進について

○担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

##### ④農業委員会のフォローアップ活動について

○農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積に別段の面積を設定して新規就農等を促進する。  
○農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。